

ひとり親家庭等を支援する2つの制度をご紹介します

児童扶養手当

父母の離婚など、父または母と生計を同じくしていない児童^(※)が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために支給される手当です。

※児童とは18歳到達後、最初の3月末までの間にある児童（一定の障がいがある場合は20歳の誕生日の前日まで）をいいます。

○対象となる方

次のいずれかに該当する児童を養育する父、母または養育者で、所得制限などの一定の条件を満たしている方

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がい者である児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・母が未婚で出生した児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・父・母ともに不明である児童（孤児など）

○受給者の方は、現況届の提出をお願いします

この手当の受給者は、毎年8月中に「現況届」を提出しなければなりません。この届の提出がないと8月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず期間内に手続きをお願いします。対象となる方には7月末に案内を送付しました。

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等に対し、医療費の本人負担分の一部を助成する制度です。

○対象となる方

- ・母子家庭・父子家庭の父母と児童
- ・父母のいない児童を養育している者と児童など

ただし、このような児童を養育していても、所得制限などの一定の条件が満たされていない場合は、助成要件には該当しません。

○受給者の方は、受給者証の更新申請をお願いします

この制度の受給者は、毎年8月中に「受給者証の更新」の手続きをしなければなりません。この手続きがないと10月分からの助成が受けられなくなりますので、必ず期間内に手続きをお願いします。対象となる方には7月末に案内を送付しました。

どちらの制度もご本人様からの申請が必要となります。

詳しくは、市役所社会福祉課 子育て支援室 子育て支援係（☎63-5113）または、各支所市民課・各行政サービスセンターへお問い合わせください。

「簿記3級 講習会」の受講生を募集します

簿記は「企業の家計簿」ともいわれ、すべてのビジネスシーンで欠くことのできないものです。簿記の知識は、財務諸表を読み取るだけでなく、企業、団体、個人経営の経理業務に大いに役立つものです。あなたも、スキルアップや就職・転職のために、会計事務の知識を学んでみませんか？

開催日 9月3日(木)～11月5日(木)
毎週火・木曜日 全17回(34時間)

時間 午後6時30分～8時30分

会場 佐渡高等職業訓練校

参加費 授業料5千円、教科書代2千円

定員 10人（定員になり次第締め切らせていただきます。）

申込方法

- ①佐渡高等職業訓練校にお出でいただき申込書にご記入のうえ提出
- ②佐渡高等職業訓練校ホームページ (<http://www.sadokunrenkou.jp/>) から申込書をダウンロードしてご記入のうえ、持参・郵便・ファックスで提出

お申し込み・お問い合わせ

佐渡高等職業訓練校

☎57-1212 FAX57-1213

〒952-1311 佐渡市八幡2001番地1

メール：sado-kunrenkou@bz04.plala.or.jp